

林業公社だより

第1号 2006.3

発行所

(財)石川県林業公社

〒920-0968 金沢市幸町12番1号

TeL 076-222-2544

FAX 076-222-2538

<http://www.ishi-rin.or.jp/>

発刊にあたって

石川県林業公社は、昭和41年に設立され、独自では効率的な森林の整備が困難な土地所有者を対象に、約1万4千畝の分収契約による造林事業を実施し、農山村地域の振興や雇用機会の創出並びに森林の公益的機能の維持増進に寄与してまいりました。

また、森林の持つ保健休養機能等の活用を図るため、白山スーパー林道や森林公園などの管理運営を行い、県民の福祉向上と地域の活性化に努めてまいりました。

しかしながら、分収造林事業については、事業費の大半を借入金に依存していることや外材の大規模な輸入等による木材価格の大幅な下落により経営の抜本的な見直しが求められ、県等の指導を得て「分収造林事業の経営改善計画」を取りまとめたところであります。

ついては、この様な公社の現状や分収造林事業の経営改善の取り組みについて造林契約者及び県民の皆様のご理解とご協力をいただくため、今般、「林業公社だより」を発刊することといたしました。

この「林業公社だより」は、今後も引き続き発行していく予定としておりますので、皆様のご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

平成18年3月20日

理事長 杉原 孝一



分収造林地 (かほく市野寺地内 野寺団地)



白山スーパー林道（白山市）



森林公園（津幡町）

目次

I 林業公社の概要	2 ページ
II 分収造林事業の経営改善計画の概要	3～4ページ
III 分収造林契約の期間延長等のお願い	4 ページ

I 林業公社の概要

1 業務の概要

(1) 分収造林事業

分収造林特別措置法に基づき、13,731㌔（団地数331、契約件数1,815件、地権者数6,388人）の造林地で分収造林事業を実施しています。（H16年度末時点）

(2) 公社有林事業

公社財産の造成と県土保全、水資源のかん養、自然景観の保全形成など多様な機能の高度発揮を目的として、476㌔の森林を取得し、経営目的に添った管理を行っています。

(3) 分収育林事業

平成6年に本県で開催された全国育樹祭を契機とした県民の森林づくりに対する関心の高まりに対応し、県民参加による森林づくりを推進するために、県内3カ所で分収育林事業を実施しています。

この事業は、生育途上にある造林地を対象として、公社が今後の育林費用を負担してもらう費用負担者（緑のオーナー）を募り、公社、費用負担者、土地所有者の3者で、得られた収益を分収育林契約に従って分け合う制度です。

（分収育林事業の実施箇所→輪島市門前町鬼屋、かほく市笠島、七尾市河内）

(4) 白山林道事業

白山林道（33.3Km）は、石川・岐阜両県にまたがる未開発森林資源の開発などを目的に、特定森林地域開発林道（スーパー林道）として昭和42年に着工、昭和52年8月に開通しました。公社では、安全を第一に維持管理に努めておりますが、優れた景観と眺望により、年間約9万台の車が利用、特に紅葉シーズンには多くの利用者に親しまれています。

(5) 管理受託事業

県からの受託事業として、県営林事業約4,300㌔の保育管理を行うほか、森林公園（河北郡津幡町：1,150㌔）、緑化センター（羽咋郡志賀町：60㌔）の管理運営を行っています。

2 組織と連絡先

● 本 社（育林経営課） TEL 076-222-2544 FAX 076-222-2538

● 出先機関（各県農林総合事務所内に林業公社の支所又は事業所があります）

奥能登支所（輪島市）Tel 0768-26-2329

珠洲事業所（珠洲市）Tel 0768-82-3112

中能登支所（七尾市）Tel 0767-52-6600

羽咋事業所（羽咋市）Tel 0767-22-1203

県 央支所（金沢市）Tel 076-204-2103

津幡事業所（津幡町）Tel 076-289-4456

石 川支所（白山市）Tel 0761-92-1171

南加賀支所（小松市）Tel 0761-23-1717

加賀事業所（加賀市）Tel 0761-72-8514

II 分収造林事業の経営改善計画の概要

外部有識者など12名からなる「分収造林事業の経営改善に関する検討会」で、分収造林事業の経営改善策の検討を行い、平成17年2月に「分収造林事業の経営改善計画」として取りまとめました。なお、経営改善計画の全文は、林業公社のホームページでご覧になれます。

アドレスは <http://www.ishi-rin.or.jp/> です。

1 分収造林事業の経緯と現状

これまで、能登地域を中心に約1万4千畝の人工林を整備してきましたが、社会と経済の環境が大きく変化し、事業の収支見込みの前提条件も、木材価格が約4分の1に低下したのに対し、逆に人件費は約5倍となるなど、当初の見込みとは大きくかい離して、現在の木材価格では、借入金の償還に見合う伐採収入は見込めない厳しい状況にあります。

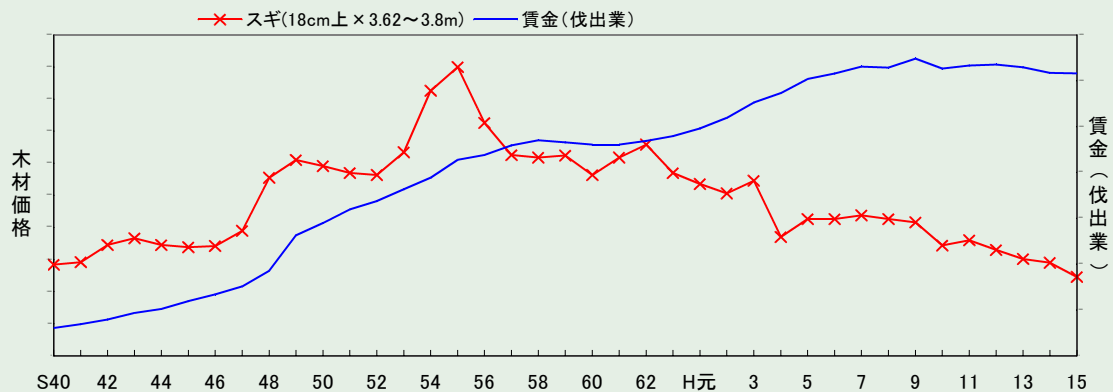
また、全国38都道府県の42公社における分収造林事業に係る長期債務残高の合計は、平成16年度末で、約1兆2千300億円にも達し、その経営改善は全国的な課題となっています。

山元立木価格、人件費等の推移

区分	昭和42年	昭和55年	平成15年
木材価格	19,640円/・	17,880円/・	4,880円/・
人件費	2,720円/人日	6,730円/人日	12,330円/人日
外国産材の輸入割合	38.6%	68.3%	81.5%

※木材価格・人件費についてはH15年を基準として、卸売物価指数により補正。

木材素材価格と賃金の推移(S40~H15)



2 分収造林事業の課題

(1) 分収造林地における公益的機能の維持増進について

分収造林地は、まだ平均26年生と比較的若いことから、保育施業の継続が必要で、間伐や枝打ちなどを効率的かつ適切に実施し、森林の公益的機能の維持増進と将来の伐採収入の確保を図ることが求められています。

(2) 分収造林事業の管理主体について

本県の場合は、事業の執行体制を抜本的に見直しつつ、引き続き、公社が管理していくことが適当であるとされておりま。

(3) 当面の資金調達と長期収支の改善について

これまでも、県から補助及び無利子貸付等の支援が行われておりますが、試算した長期収支見通しでは、現在の木材価格が続き、かつ、特別の経営改善策を講じない場合には、約620億円の欠損が見込まれることから、保育施業の効率化や分収比率の見直しなどの経営改善策の実施が緊急の課題とされておりま。

事業が完了するH87年時点での長期収支見通し（木材価格が現状のままで推移したケース）

（単位：百万円）

収 入		支 出		収支差
伐採収益	65,475	事業費	59,273	
補助金	25,516	人件費	10,817	
利子補給金	962	事務費	3,443	
その他収入	753	支払利息	80,705	
収入計	92,706	支出計	154,238	▲61,532

3 具体的な経営改善策

(1) 公社の経費削減等の徹底について

ア 管理費及び事業費の削減

イ 保育施業の効率化

造林地の成育状況に対応して、投資効果を勘案した効率的な事業の執行を行うこととしております。

ウ 収入増加策

競争入札による立木販売方式の推進や間伐材の販売の多角化等を図ることとしております。

(2) 分収比率の見直し

現行の分収比率（公社6割、土地所有者4割）は、事業開始当時の木材価格や公社の育林経費等を勘案して定められたものであるが、その後、外材の大幅な輸入増加が続き、木材価格の下落をもたらしたことや人件費の高騰などにより、公社の収入と育林費甲の負担の間に大きな不均衡が生じており、その見直しが今後の経営改善に不可欠とされております。

(3) 支払利息の軽減について

農林公庫や農林中金等の借入金の償還に必要な資金について、県の財政支援を要請し、今後の支払利息の軽減や有利子借入金の増加を抑制することが必要としております。

4 国などへの支援要請

これまでも、33都府県で構成している「森林県連合」や公社の全国組織である「全国森林整備協会」を通じ、国などに財政措置等の支援を要請するとともに、本県独自でも全国知事会への「林業公社の経営改善に関する抜本的支援措置」の提案を行ってきておりますが、今後も、関係する各県及び各公社と連携を図り、国などに対して、公社への支援を強く要請してまいります。

Ⅲ 分収造林契約の期間延長について（お願い）

分収造林の契約期間（伐期）は、当初契約では植栽する樹種や地域により、45～55年間に設定されていましたが、経営改善計画の中でも述べてあるとおり、木材価格の低下等により経営環境が悪化したことから、平成11年度以降、契約期間を60～80年間に延長し、長伐期施業に転換することで、伐採収入の増加と低金利資金への借換えを図っております。

地権者の皆様には、これまでも契約期間延長に対するアンケート調査や地区説明会の開催などを行い、契約期間の延長に対するご協力をお願いしてきておりますが、今後も、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

編集後記 担当：育林経営課

今回の「林業公社だより」は、創刊号ということで、林業公社の概要と「分収造林事業の経営改善計画」を中心に編集しました。

今後は、林業公社や森林・林業に関する幅広い話題を掲載していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、土地所有者の皆様で、契約書の記載事項である住所、名義人等の変更が発生した場合には、早めに公社（本社または支所）までお知らせ下さい。